

ひとり親家庭の
お父さんお母さんを応援！

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等日常生活支援事業ってなに？

ひとり親家庭のお父さんやお母さん等が、一時的に家事や育児を行うことが難しくなったときに、支援員が家事や育児のお手伝いをします！

これは助かるね！

- ★ 生活援助・・・食事や身の回りのこと、洗濯、住居の掃除、買い物など
- ★ 子育て支援・・・乳幼児の保育、育児のお手伝いなど



どんなとき利用できるの？

例えば・・・

- 仕事が忙しくて、部屋の掃除や洗濯が十分にできない・・・
- 体調不良が続いて、子どもたちの食事の準備が十分にできない・・・
- 疾病・看護・事故・災害等突発的な理由で、家事をするのが困難な状況・・・

こまったな・・・
どうしよう！！



利用期間は？

利用期間

- ★ 利用日数
1月あたり10日以内
- ★ 利用時間
午前9時から午後6時まで

土・日も利用
できますよ

これは
便利！

ただし、国民の祝日 8月13日～8月15日
12月29日～1月3日を除きます





利用したいときはどうするの？



① まず登録・利用申請

市役所子育て支援課、各支所市民窓口
課で申請書を記入、提出します。

【持ってくるもの】

- マイナンバーのわかるもの●印鑑
(登録は無料です)

利用についての希望をお聞きます

② 利用決定通知を受け取る

申請書の審査後、利用を決定し、
「利用決定通知」を利用者へ送付
します。

(申請日から1週間前後で郵送
します)

決定通知が届いてからの
利用となります

申請から利用までの流れです



③ 事前打合わせ（電話等）

「利用決定通知」を受け取ったら、
利用者が直接、委託先に連絡します。
利用日時の確認や、支援内容などの
打合わせをします。

担当者に何でもおたずねください

④ 支援員が自宅を訪問

利用当日に、支援員が自宅へ訪問し、
家事、育児等のサポートをします。



変更やキャンセルの場合は、
早めにご連絡ください。

⑤ 利用料金の支払い

利用月ごとに、利用料金をお支払い
いただきます。

世帯の所得に応じて
利用料が決まっています



利用料金は？



★1時間あたり★

300円

世帯の所得に応じて減免があります

くわしくは、お問い合わせください

何でもお問い合せ
ください



お問合せ先

飯塚市役所 子育て支援課

0948-22-5500

(内線：1125)

こども家庭相談係



ぜひ、ご利用ください！

